平成11年6月8日第三種郵便物認可（年4回2・5・8・11月の5日発行）そうせい　第123号　平成15年11月5日発行

第15期全曹青執行部スローガン
“燃え上がれ青年のエネルギー”

そうせい

全国曹洞宗青年会

No.123

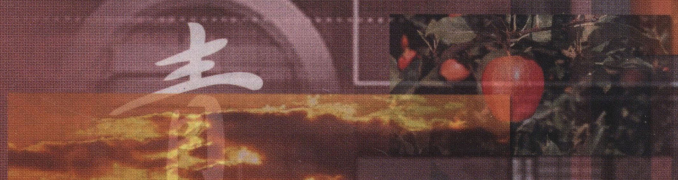

特集「教育と宗教」

[全曹青情報局]

[お寺散策]
吉祥寺

そうせいインフォメーション

「宮城県北部連続地震」、並びに「北海道十勝沖地震」災害における被災者の方々に対して、衷心よりお見舞い申し上げます。

並びに、これまで発生した全ての自然災害の被災者の方々に対しても謹んでお見舞いを申し上げます。

被災者の方々の健康回復と、一日も早い生活の復旧を心より祈念申し上げます。

全国曹洞宗青年会

宮城県北部連続地震による被災者への支援活動

――宮城県曹洞宗青年会の取り組み――

宮城県曹洞宗青年会　会長
全曹青第十四期ボランティア研究委員会　委員長　**奥野昭典**

去る七月二十六日に発生した宮城県北部連続地震により、第十一教区（矢本町・鳴瀬町・河南町）や第十教区の南郷町を中心に甚大な被害を受けました。各御寺院様からは本堂・庫裡の損壊、灯籠・墓石の倒壊などの被害が報告されました。宮城県曹洞宗青年会では、初期支援活動として七月二十八・二十九日の両日、述べ三十六名により断水が続く矢本町・河南町で給水活動を行いました。軽トラック三台に、五百リットル等の大型タンクをそれぞれ設置、約百二十個のポリタンクを用意して、各地区の民生委員・町議会議員さんなどのご案内により、自衛隊の給水地点から遠い地区を重点的に巡回して、飲料水を配給致しました。

緊急対策会議の様子

飲料水の配給作業

その後、水道の復旧に伴い、翌三十日より八月六日まで、宮城県寺族会様と協力して、各四町の社会福祉協議会や避難所へ数十箱のタオルを配布致しました。十数カ所の避難所へは、数名に分かれて青年僧が御見舞いに伺い、避難生活を過す方々とお話を共にしました。その際、「いろいろお話しを聞いて頂けるのが嬉しい」とのお言葉を多くの方から頂きました。

また、十一月三日には、地震のため夏休み中の楽しい行事が中止になった子供達を対象にした芋煮会・レクリエーションを開催する予定です。

なお、被害状況視察の為に、被災後、いち早く宗務庁より佐藤総務部長老師、全曹青山口会長、宮寺副会長の諸師に御訪問を頂き、当会の支援活動の為、義援金をご寄付頂きました。また、全国各地の方々から多くの励ましの言葉や御支援を頂きました。この場を借りて御礼申し上げます。

最後になりましたが、宮城県宗務所内に設置をさせて頂いた義援金専用口座番号を付記させて頂きます。

義援金専用「郵便振替口座」
口座番号
０２２７０－４－７８２０８
加入者名
曹洞宗宮城県宗務所災害対策本部

タオルを梱包し避難所へ

「二〇〇三年　十勝沖地震」の被害状況について

――北海道各宗務所・青年会会長各位よりご報告頂いた被害状況――

今回の「北海道十勝沖地震」発生の際には、被災直後にもかかわらず、北海道各宗務所の青年会会長各位より北海道管区理事を通じて、全国曹洞宗青年会執行部・広報委員会へ、次のような被災情況(九月二十八日現在)を御報告頂きました。

第一宗務所　これといった大きな被害の報告はありません

第二宗務所
「第一教区」　未確認
「第二教区」　納骨堂内部の散乱、本堂内仏像仏具の転倒、境内の仏像その他の倒壊、破損
「第三教区」　納骨堂内部の散乱、本堂内仏像仏具の転倒、境内の仏像その他の倒壊、破損
「第四教区」　納骨堂内部の散乱、本堂内仏像仏具の転倒、境内の仏像その他の倒壊、破損
「第五教区」
・寺籍番号１９０番広尾町禅林寺
納骨堂天井崩落　本堂壁崩落　庫裡広間の歪み、向拝歪み、仏像倒壊
・寺籍番号１８９番豊頃町大林寺
金比羅堂　基礎崩壊　納骨堂　開山堂破損　境内墓地　祈念碑倒壊
・寺籍番号１８７番豊頃町放光寺
境内墓地倒壊　石塔ずれ　駐車場地滑り
・寺籍番号３９４番浦幌町東禅寺
本堂内部破損　天蓋　憧旛崩落　仏像倒壊　納骨堂内部破損
・寺籍番号４３２番忠類村洞雲寺
１６尺大観音倒壊(被害額１１００万程)
納骨堂　本堂内部散乱
・寺籍番号３０６番大樹町大仙寺
本堂内部破損　仏像倒壊　大散乱　葬儀祭壇全壊
・寺籍番号２４８番足寄町総泉寺
馬頭観音倒壊　境内大散乱　その他納骨堂内部の散乱、本堂内仏像仏具の転倒、境内の仏像その他の倒壊、破損
「第六教区」　納骨堂内部の散乱、本堂内仏像仏具の転倒、境内の仏像その他の倒壊、破損

第三宗務所
「第一教区」　未確認
「第二教区」　被害の報告はありません
「第三教区」
・寺籍番号１９６番音別町大康院
本堂内外壁一部崩落
・寺籍番号４８３番釧路市慈福寺
本堂天井一部崩落、天蓋　憧旛崩落　その他納骨堂内部の散乱、本堂内仏像仏具の転倒、境内の仏像その他の倒壊、破損
「第四教区」　未確認
「第五教区」　未確認
「第六教区」　未確認

現在の北海道各宗務所曹青・各種一般ボランティア団体の動き

『北海道十勝沖地震』においては、被害が甚大且つ被災地域が広範囲であり、現在ではそれぞれの自治体と自衛隊が中心となって復旧作業が行われています。その為、北海道各宗務所曹青・各種一般ボランティア団体は、その活動を見合わせている状況です。但し、今後何らかのかたちで災害復旧支援の要請があれば、御協力させていただく方針でおります」といった現状報告を頂きました。

以上、ここに御報告申し上げます。

禅門引導香語集大全
月叟語録
吉留進堂和尚　遺録

本書は、詩心玲瓏にして道眼円明なる著者の生涯作品を集大成したものである。

禅門待望の新式和文の引導香語集として、すでに出版された三冊の香語集に、未発表の作品百篇を加えてまとめられた。香語はいずれも伝統の型をふまえ、前人未踏の境地を開拓したもので、平易にして格調が高い。全編宗意透徹された作品群であり、詩僧である著者の禅の風光が現出した禅詩文学の珠玉集である。

「語録」の刊行にあたり、香語作品にはそれぞれ脚註が綿密に付けられ、読者の便宜が図られている。まさに新時代の香語集として寺院必携の良書であり、諸賢青年僧の香語作成の参考書として推奨する。

B5判特装　本文787頁　総ルビ付
頒価一五〇〇〇円(送料一〇〇〇円)

申込先　〒三二七-〇〇一二
栃木県佐野市大蔵町2975
興福寺語録刊行会

現金書留または振替用紙でお願い致します。
振替口座(00160-1-117531)

INDEX No.123

02 そうせいインフォメーション

06 【特集】
教育と宗教 ―それぞれの現場からの提言―

16 ディスカバーヒューマンライツ

18 現代と宗教
―宗教教育における現代社会へのアプローチ―

20 ＳＯＵＳＥＩインターナショナル

22 全曹青情報局
《第３回執行部会・理事会開催　各委員会紹介－総務委員会－》

24 インターネットの世界をのぞいてみよう！（23）
―IT委員会―

25 お寺散策
《東京都　吉祥寺》

26 賛助会名簿

27 そうせいサロン

28 青年会モザイク
《北海道第二青年会》

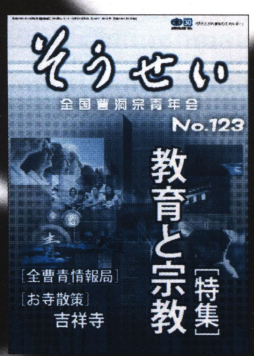

表紙デザイン
広瀬　知哲

教育と宗教

～それぞれの現場からの提言～

近年の「道徳や倫理規範の弱化」「公共心の低下」による日本社会の様々な混乱を考える時に、教育の問題を欠かすことはできません。中でも倫理・道徳の基底にあるべき宗教の教育は、私達宗門人の布教の目的そのものでもありましょう。

言うまでもなく戦後の公教育は日本国憲法二〇条三項、教育基本法九条二項によって規定されており、それを受けて『そうせい』前号特集において井上順孝氏は「宗教情操教育（宗派教育）は嫌がられるし教えられる教師も少ない。宗教知識教育から始めるべき」との御提言をされました。

そこで今回は、齋藤昭俊師より情操教育の重要性と宗教の定義を踏まえた宗教教育の可能性を、神仁師からは青少年犯罪の凶悪化に伴う政府の動向と仏教界の反応、情操教育の目的を「縁起」と捉えた一つの取り組みの例を、そして椎名宏雄老師からは現代の宗門が抱える問題点をそれぞれ論じて頂きました。また、野田大燈老師からは福祉現場での「虐待対応マニュアル」にある「指導チェックリスト」を御呈示頂きました。

今回、皆様に各先生からの御提言をお読み頂くことによって、宗教教育の在り方についての考察の端緒として頂ければと考えます。

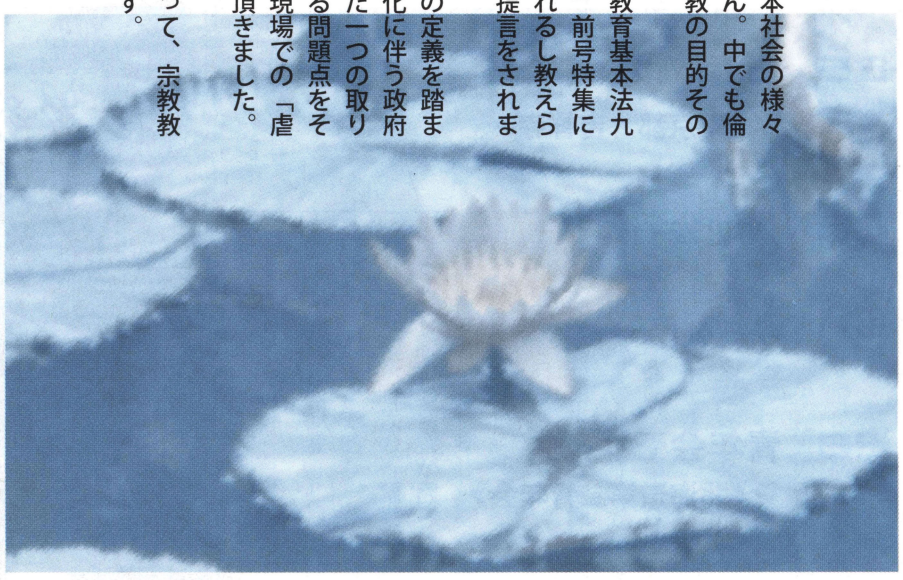

「宗教の教育」と「宗教による教育」

大正大学 名誉教授
齋藤昭俊

教育は「人が人によって人になる」行為である。第一番目の人は生まれてきた動物的なヒトである。第二番目の人は親や兄弟、周囲の人、教師などである。第三番目の人は人間らしい人間である。いうまでもなく人間らしい人間を形成するには第二番目の人達の責任が最も重要である。

■人間と動植物との違い

人間らしい人間とは、ということになると、それは「知」ということになろう。他の生物(動植物)との違いは、やはり「知」である。しかし、その知も客観的知と全体的知とがある。ところが近現代は客観的知ばかりに傾いてきている。物事を客観的に捉える知で、いうならば科学的知ということができよう。科学的な知は、いわば外だけをみているもので、部分知であり、自己自身をみるということをしない。科学が発展するに従って、部分知が支配的となった。そして真理は、科学にのみあるというように思うようになってきた。これは西洋の一神教にも由来する。他を認めず個の主張を優先する。しかし東洋の多神教的ものの見方は、他を認め、和合し、融合することを根本にしている。

全体的知は外への知と内への知を含んだもので、外だけに向かった客観的知とは違って、外に向った知と内に向った知を綜合した、つまり客観的知の次元の上に成り立つものである。内への知は自己を知ることであり、その自己は身体やその他のものによって成り立つものであることを知ることである。従って、全人的、全体的、主客合一の次元にあるものということができる。

このような知は全身全霊によっているものである。このような知は知・情・意といった精神作用の綜合は勿論のこと、身・口・意(知・情・意)の綜合の上に成り立つものである。この全体的知の中心をなすものは情操(真・善・美・聖)であり、真理への情操は思想・科学に向い、善への情操は道徳・倫理に向い、美なるものへの情操は芸術を生む。聖なるものへの情操は宗教に向かうと考えられる。従って愛・慈悲・感謝・帰依・畏敬・慚愧など、極めて人間的な情操は宗教に集約される。宗教的情操のないところには、宗教はあり得ないのである。

■宗教情操教育の重要性

そこで宗教教育では宗教情操教育を重んじるが、それと一般に宗教教育は宗教に関する知識と二大分野に分けられる。後者は諸宗教、宗教文化に関する知識の教育で、いわゆる客観的知による教育となる。前者の宗教情操教育は帰するところは知行合一、全体的知の教育ということになる。

すなわち客観的知による宗教についての知識の教育は、教える人が宗教についての知識を持っていれば可能である。国語の先生が国語を教え、英語の先生が英語を教えるのと同様であると考えればよい。従って宗教人、仏教者でなくとも、可能である。

しかし、宗教的情操の教育ということになると、その根本は宗教心(愛・慈悲・畏敬・帰依・慚愧など)にもとづくものであるから教える者によって大きくかわってくる。宗教は知・行・信によって成り立っている。全体的知によるから、知行同一、しかも信に裏づけられなければならない。内に向う知というものは自己を知ることであり、外への知と合わさって全身心的に会得することである。特に現代は全人的統一を失って、人間分裂、人格破綻の傾向が多い。言葉を変えれば、身体的な動きを通して精神を統一することにより自己を知ることである。それは仏教的な言葉でいえば「行」である。スポーツや芸術は、身体、精神までで自己を知ることに至らない。仏教の場合は自己を知ることを目指し、全体的知を得ることを目指すものである。その「行」を支えるのは「信」である。仏教の行は、日常的行為をも「行」としてなりたたしめる。日常的行為としての「事」が、本質的な「理」にかなった法爾自然として展開せしめられるからである。

■宗教教育は可能か

以上のような観点から、私は一般の学校においては、「宗教についての知識の教育」は可能であり、宗門系の学校においては、行と信にもとづく教師によって「宗教による情操教育」は可能であるということができる。

宗教についての知識の教育は、宗教文化を含んで、多方面に亘るので、各教科を通じて行なうことができる。全体的知による宗教情操教育は、宗教的環境が必要であるが、現代の日本の家庭、学校においては望むべくもない。従って、望みは宗派系の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校及び宗団に託すしかない。特に設立の理事者、教師に望みを託したい。しかし、「行」による、宗教人による感化における情操教育は大いに有り得ることで、それは、全体的に至る段階的、中間的在り方の情操教育である。従ってこの段階での教育には、大いに力を注ぐべきだと考える。

〈略　歴〉
齋藤　昭俊（さいとう　あきとし）
大正大学名誉教授／日本仏教教育学会名誉会長／博士（文学）
一九三〇年　生まれ
一九五四年　大正大学大学院修士終了
一九五六～五八年　インド政府招聘留学生（ベナレス・ヒンドゥー大学大学院留学）
大正大学教養部長兼学監等をへて現職。
著書は『インドの祭り考』、『インドの聖地考』、『インドの神々』、『近代仏教教育史』、『日本仏教教育史研究』、『宗教教育入門』等三十数冊がある。

宗教情操教育の担い手

財団法人 全国青少年教化協議会 主幹
神 仁

◆宗教教育についてのさまざまな議論

近年、公教育における宗教教育の必要性が、さまざまな場で取りざたされている。そこで、宗教教育の可能性を語る前に、まず、政治と行政の一連の動き、そして仏教界の反応についてご紹介しておきたい。

森前首相のもとに設置された教育改革国民会議は、平成十二年十二月に「教育を変える十七の提案」と題した報告書を取りまとめた。報告書では、「教育の原点は家庭であることを自覚する」「学校は道徳を教えることをためらわない」「奉仕活動を全員が行うようにする」「問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない」など十七に及ぶ提案を行った。

これらの提案のうち、十七番目の項目「新しい時代にふさわしい教育基本法を」の中で、宗教教育について言及し、その必要性を指摘している。

「宗教教育に関しては、宗教を人間の実存的な深みに関わるものとして捉え、宗教が長い年月を通じて蓄積してきた人間理解、人格陶冶の方策について、もっと教育の中で考え、宗教的な情操を育むという視点から議論する必要がある。」

この提案を踏まえた文部科学省は、平成十三年十一月「教育基本法のあり方及び教育振興基本計画策定」に関する諮問を中教審（中央教育審議会）に対して行った。そして、中教審は昨年の十一月に中間報告を発表し、今年の三月に答申を取りまとめた。

答申では、宗教教育について「人格の形成を図る上で、宗教的情操をはぐくむことは、大変重要である。現在学校教育において、宗教的情操に関する教育として、道徳を中心とする教育活動の中で、さまざまな取り組みが進められているところであり、今後その一層の充実を図ることが重要である」と述べ、その重要性を強調した。

しかし一方で、「国公立学校における特定の宗教のための宗教教育や宗教的活動の禁止については、引き続き規定することが適当」と、従来の教育基本法の立場を踏襲した。

仏教界では、全日本仏教会が、中教審の答申が出る直前の今年二月に要請書を提出している。その内容は、教育における深刻な問題の一つの原因を「現行教育基本法の下で道徳教育どまりで、その基礎ともなる宗教教育が過度に軽視されてきた結果である」と指摘し、第九条第一項を、「日本の伝統文化の形成に寄与してきた宗教に関する基本的知識及び理解は、教育上これを重視しなければならない」と改正すべきであるとしている。また、あわせて「宗教的情操の涵養の尊重も明記すること」などについても要請し、教育現場において宗教教育全般を禁止するような解釈を生む余地をなくすことを強調した。

要請書提出の後、同会は三月に要請内容の実現のために、いわゆる「宗教

教育推進特別委員会」を発足させた。

これら一連の動きに対して、仏教界の一部からは反発も出ている。

浄土真宗(本願寺派)真宗遺族会は、今年七月、「教育基本法改正に関わる全日本仏教会に対する要請文」を同会に提出した。要請文の中では、まず、教育基本法第九条の改正要請が、「国家体制に組み込まれ、国家体制を補完する極めて重大な事態」と受け止めている旨が述べられている。

さらに、「政府において、有事法制と教育基本法「改正」が表裏の関係において提起されてきたことは周知のとおりであります。有事体制下においては「有事」を支え、それに協力する国民精神が準備されていなければなりません。そのために現在、教育現場では「国を愛する心」や「日本人としての自覚」を求める動きがすでに始まっています。子どもの精神を国家が囲い込み、国策に奉仕する国民に仕立て上げていく体制が着々と作られております」などと指摘し、「教育基本法改正の動きをすみやかに中止すること」を強く要請している。

では、このような宗教教育の必要性をめぐる議論がなぜ活発になったのだろうか?

そのひとつの理由として、神戸の酒鬼薔薇聖斗による連続児童殺傷事件に端を発する、かつて想像できなかった動機による十代の子どもたちの犯罪が、社会の中でクローズアップされたことが挙げられる。そしてまた、学級崩壊や不登校問題など、学校教育の破綻とも言える深刻な状況が引き金になったと考えられる。

そこに戦前の教育勅語を信奉する一部の政治家たちの思惑が重なり、ここ二~三年で、加速度的に法改正に関する議論が活発になったように思われる。

教育基本法の改正についての考察は、ここでの主題ではないので詳しい言及は、またの機会にゆずる。しかし、読者の方には、世間が宗教教育について論ずる時、それは多分に政治的な問題と絡む可能性があるということだけ知っておいていただきたいと思う。

◆宗教教育とは何か?

さて、それでは、「宗教教育とは何なのか」ということについて考えてみよう。宗教教育はその内容において、おおまかに分けて二つの要素から構成されると考えられる。ひとつは「宗教についての知識の習得」であり、もうひとつは「宗教的情操の育み」である。

前者は、宗教の概念をはじめ、各宗教の歴史や教理などについての「客観的な学び」である。知識を習得することによって、子どもたちの中に宗教に対する批判的な視野が開けてくる。教師となる人間は、自分自身が信仰を持っていなくとも、宗教についての知識さえあれば子どもたちに教えることができる。

後者は、人間を超えた存在や宗教的な真理に対する「主体的な信の育み」である。そこには、よく言われる「畏敬の念」や「愛・慈悲」といった宗教的情操感情が生まれ、自分自身の内面を深めることにつながっていく。この信や情操感情は、そのものについて直接教えることはできないものだ。できるのは、教師が自身の信について言葉や行動を通じて子どもたちに示すことだけである。その経験をもとに子どもたちは体感を通して、自らの中に自らの信を育んでいくことができる。

私自身のことを言えば、真理の獲得、信の確立をめざして、大学や大学院で仏教について学んだが、その結果得たものは「宗教に関する知識の習得」だけだったという思いがある。その後、社会の中でのさまざまな経験を通じて、体感として仏の教えについて学び、少しずつではあるが信を確立してきた。もとより、この道に終わりは

なく、死ぬまで修行が続くことは言うまでもないことではあるが……。

これら二つの要素の違いは、「知識」と「智慧」の相違に換言することができる。宗教研究者にとっては、知識の習得はまさに命題であるが、宗教者にとって知識は、智慧を生むためのひとつの要素ということになる。知識は知識として大切なものではあるが、身体感覚を伴った「行」を通じなければ智慧は生まれてこない。「理行一致」ということをよく言うが、理と行が兼ね備わったところに智慧が生まれ、信が確立されるのである。

つまり、宗教教育における「宗教についての知識の習得」の担い手は「知識の人」であり、「宗教的情操の育み」を担うのは「智慧の人」、「信の人」ということになる。

◆宗教情操教育の可能性

ところで仏教的な真理とは、はたして何なのだろう？

釈尊が語った真理のひとつの表現が「縁起」という教えである。「法を見るものは縁起を見る。縁起を見るものは法を見る」と原始仏典に説かれているように、縁起こそが仏教の真理（法）といえるだろう。

縁起とは、文字通り「縁って起こる」ということであり、すべての物事は何らかの原因によって起こる（生じる）という意味である。私自身はこれを、時間的にも空間的にもすべての現象は、関係し合って存在していると解釈をしている。

この縁起というものを頭で理解するのではなく、まさに身体で体感することが、仏教的な情操教育の大きな眼目であろうと思う。

縁起を体感するということは、人は多くのものに支えられて生きている。他から多くのものをいただき、自分の中に取り込んで生かされていることに気づくことである。すべての生きとし生けるものは、目に見えるもの見えないものよって互いに支えられ、支えあって存在している。これは自他一如の世界であり、縁起という真理に照らせば、人を殺したり傷つけることは、すなわち自分自身を殺し傷つけることに他ならないことになる。

さて、問題はこのことをどのように子どもたちに伝えていくかということだ。

一例を挙げてみよう。

この夏、私どもの団体では、小中学生を対象として寺子屋サマースクールを開催した。テーマは「共生」、異なる国や民族・宗教の理解を通じて、どのようにして人と人とが共生できる平和な社会を築いていけるのかを、二泊三日の生活の中で子どもたちに考えてもらった。このテーマを選んだ理由は、一昨年のアメリカでの同時多発テロに始まる世界中での暴力の連鎖だった。時代を担う子どもたちこそ、平和共生社会実現へ向けての立役者であると考えたのである。

プログラムの内容には、もちろんのこと祈りや坐禅といった仏教的要素も含まれていた。しかし、中心となったのは、「開発教育」や「異文化理解教育」などのワークショップと、外国人との実際のふれあいである。仏教的な要素をあまり用いずに、縁起という真理を子どもたちに伝えるために工夫を凝らした。

実際に戦地で使用されたクラスター爆弾や、地雷の模型なども利用した。子どもたちにとっては少々生々しかったかもしれないが、それが新鮮さを生み、彼ら彼女らのこころの中に「我が身にひきかえて」戦争や平和について考える素地が生まれたようだ。理と行を通じて子どもたちの中に智慧を育むことを目指した試みは、自画自賛かもしれないが、一定の成果を収めたものと理解している。

この例を通じて私が伝えたいことは、宗教的な情操を育むためには、宗教的な要素、すなわち経典や儀礼を用いずとも可能だということである。坐禅を長時間させるよりも、実際に外国人と話したり、草木に触れたりすることによって、縁起を体感してもらうことの方が、子どもたちに対する方便としてはより適当ではないかと思う。

つまり、宗教情操教育というものは、一定の形のあるものではなく、融通無碍、多種多様なあり方で存在しうるものだ。重要なことはそれを誰が伝えるかということである。先ほどの話に戻るが、それはやはり「智慧の人、信の人」でなくてはならない。「知識の人」がそれを伝えた場合、草木とのふれあいはただの自然観察になり、クラスター爆弾は軍事兵器学習のひとつとなってしまうことになる。つまり、宗教情操教育を行うためには、教師側の信の確立、または確立への姿勢が必須となる。

◆今後の問題

さて、現代社会の中でその要件にかなった人間が、はたしてどれほどいるのだろうか？　そのことに思いを巡らせると、宗教情操教育の可能性を考えるときに真っ先に論じなければならないのは、担い手になる人間をどのように育成していくかという問題だといえよう。

〈略　歴〉
神　仁（じん　ひとし）
㈶全国青少年教化協議会主幹
江戸川子どもおんぶず運営委員
一九六一年　東京生まれ
大正大学・駒澤大学で仏教学を学んだ後、インド・ベナレスヒンドゥー大学大学院へ留学。同大学講師、雑誌編集者を経て現職。近年は教育やＮＰＯ活動をテーマとして、お寺を利用した新たな地域コミュニティーの創造に取り組んでいる。
日本仏教教育学会、日本ボランティア学会、日本脱カルト研究会などの会員。
主な著書・論文に『日本仏教を知る事典』（共著・東京書籍）、『不登校問題と寺院活動』（全青協ブックレット）、「寺子屋ＮＰＯプログラムの可能性」（『仏教教育・人間の研究』所収）などがある。

本来の宗教者打出（たしゅつ）への提言

千葉県龍泉院 住職
椎名宏雄

一　ある宗門教育者

三年ほど前、私は駒澤大学の中央講堂で「禅門の修行について」と題する講演を行った。短大仏教科が主催するこの講演会は、終了後に講師を俎上に乗せて大勢の院生や教員たちが質問攻めにする懇親会を慣例とする。私は演題に関する質問には的確に答えたが、若手の教師のみならず宗門の住職を兼ねる中堅教授の口からも「作務は嫌いだ」との発言を聞き大きなショックを受けた。

いまさら「作務」には、深い宗門的意義が与えられ、禅門では修行の重要徳目の一つだなどといわなくても、私ごとでは作務は楽しみ。寺では毎日作務の明け暮れである。清掃はもとより、一千本を越す庭木類の手入れ、畑約一反歩の耕作、花造り等々。それらは来山者を和ませ、畑の余剰収穫物は他に差し上げて喜ばれ、自分も嬉しい。何よりも作務は健康に良い。

つまり、「作務」は心を浄化する清掃だけなどに矮小化されるべきではなく、より広く対人的に作用する利他の功徳や果実もあるのだ。これは、個人的内面的な坐禅とはきわめて対照的である。その作務を嫌う教師に、果して生きた禅の風光や仏教のすばらしさが教えられるのだろうか。思想や教理を知識として教え、自己の実在や智慧の領域を別の次元と割切る宗門大学の教師たち、そこには企らずも現今日本における宗教教育の問題点が露呈されている。

二　ある宗門教師

宗門の住職は、みな何々教師という僧階を持つ。

ところで、宗門の某県某教区では、歳末助け合いの托鉢を恒例行事とするが、これを嫌って不参加の常連が複数あるとか。出家が在家を助ける要なし、と公言した御住職もおられた由。事実ならば、理解に苦しむ。これも私は「行」として随喜できる無上の楽しみ。民衆に温かな施与の心を喚起させ、共に感謝の手を合わす。その果実が恵まれぬ人々に与えられ、喜ばれる。金銭の多少は問題でない。こんな次から次への連鎖功徳たる托鉢を嫌う宗侶が、いったい過去にはあっただろうか。

考えるに、禅の修行徳目には坐禅・作務・托鉢・読経……と数あるが、ほぼ万人に開放されている。いや、出家よりも熱心な在家人も多く見受けられる。だが、僧形での托鉢はそうはゆかぬ。僧だけの特権ではないか。しかも、現代では僧が街頭で民衆・社会と関わり合える稀有の機会と思うのだが。とまれ、共に学生や民衆と接する現場責任者たる大学教師や宗侶の中に、こんな傾向の御仁が多くなった事実を、われわれが現今の宗教教育を考える場合、まず念頭においておかねばならない。

三　本来の宗教者を

現代の恐るべき宗教教育不在の傾向をもたらした要因は、核家族化や行

政面の不備もさることながら、既成教団の沈滞化を挙げなければならない。したがって、大教団ほどその責任は重い。

問題を曹洞教団にしぼれば、

（一）相変わらぬ檀家制度の踏襲

（二）寺院の肉系相続が必然的にもたらした道心薄弱な宗侶の輩出

（三）矛盾内包の教団規程による自縄自縛のジレンマ

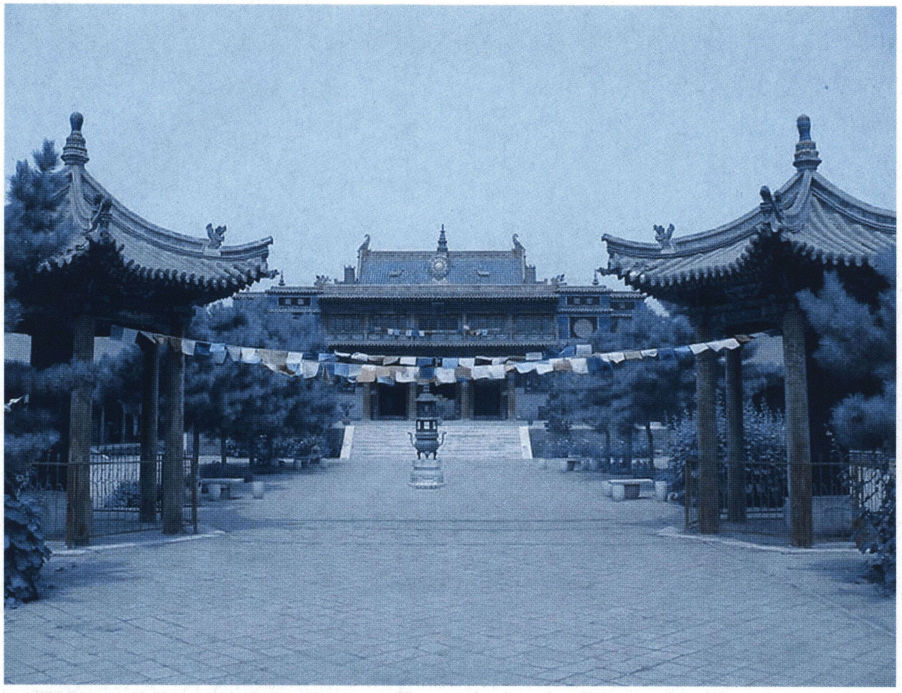

等だろう。

（一）と（二）は古くから指摘され、また相互に関連する大問題であるのに、一向に対応改善を見ぬまま深刻な事態を招来させた。

（一）は都市部も農村部も檀家離れや過疎の進行により、この前時代的な封建制度の名残りは既に崩壊しつつある。識者は二十年後の完全崩壊を指摘する。こうした時代や社会の趨勢を、かえって寺門のあり方を根本的に再構築すべき絶好の機会と把捉する改革姿勢が喫緊なのであるが、ここでは敢えて多言は避けよう。

（二）は宗教者自身の依って立つ基本的問題だけに、事は容易でない。実は、私もいわゆる羅睺（住職の実子）でありイヤイヤ僧となったのであるが、学生から僧堂安居の時代に熱心な道友たちに鼓舞され、少なからぬ心の転換があった。まさに「吾を為す者は朋友」（百丈禅師の詞）である。更に友松円諦先生の「坊主がイヤならイヤでない坊主になれ、寺が嫌いなら嫌いでない寺にせよ」の言葉で吹っ切れた。どうせやるなら、という道心の湧出であった。僧は道心であり、頭ではない。道心さえ堅固なれば、知識は後ろからついて来る。

僧堂はいわずもがな、宗門学校では知識偏重でなく智慧や道心を函養させる面に力が入れられぬか。教師と学生、学生同志の対論の場や、仏教や禅の芸術文化取得の講座が僅少なのも問題である。責任者が現状で良しとする守旧的姿勢では、この種の改革はできない。宗教的人材の打出には、大胆な発想の転換が必要であろう。それでなくては、教師養成機関が泣く。在家者との深い仏縁の絆からも出家者の打出を望むべきである。

（三）の問題は、宗門が出家主義と在家的現実を隔別できないことに起因している。

諸行事が範とする「行持規範」は、元来仏祖単伝の正法遵奉を理念とする出家主義の規矩であるから、在家的な一般寺院では内容が伴わぬ形骸化を招いている。一両日で上堂や法戦が形ばかり行われる結制、矛盾の多い在家喪儀法等にそれは特徴的である。これと対照的に、「宗制」の事細かな僧階・法服・詠讃等の資格はうつくしいが、現実には在家的な学職歴・技術・年功等が重んじられ、本来の宗教者としての人格や道心などは、どれだけみられているか。その一方で、人材の払底、道心の欠如等の叫びはますます強い。

こうした状況は、宗門の僧と俗とを隔別できぬ苦しみの所産であろうが、諸機関は経済優先の世俗的法人に堕してはなるまい。僧俗の別を超えて生涯修行の道を歩き続けるのが宗門人の本懐であり、そのような宗教者の打出こそ宗門全体の基本姿勢、ひいては宗教教育の原点たることを確信するからである。

（文責筆者、ご批判は筆者宛に）

〈略　歴〉
椎名　宏雄（しいな　こうゆう）
千葉県　龍泉院（曹洞宗）住職
一九三四年　生まれ
一九五七年　駒澤大学　仏教学部　卒
一九六七年　駒澤大学大学院　博士課程　終了
現在　駒沢大学仏教学部非常勤講師、曹洞宗総合研究センター・常任研究員等を兼任。
著書『宋元版禅籍の研究』（大東出版社）、『禅学典籍叢刊』（共編、臨川書店）、その他。

福祉現場に求められている菩薩行

大本山總持寺 後堂
野田大燈

■情短施設の運営

児童福祉法による児童養護施設や児童自立支援施設・乳児院とともに、児童虐待等の専門施設として「情緒障害児短期治療施設」というものがあることをご存知でしょうか。昭和三十七年の児童福祉法改正に伴ない新たに開設されたもので、その特徴は「医療・生活・教育」が三本柱となって、施設職員には精神科医・セラピスト・看護士・指導員・保育士・その他の職員と施設内教室には小中学校の教員が派遣されています。現在全国の二十二施設中半数の十一施設が県・市立の公営で、他の民間施設中キリスト教系が四施設、仏教系は私共の「若竹学園」のみ（平成十四年度調べ）です。

児童相談所より措置される児童は不登校児童から被虐待児・ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）・アスペルガー症候群と多種多様で、まさに病める時代の一部を象徴しているようです。

■指導者に求められていること

職員は「子ども大好き人間」の集まりといっても過言ではなく、ついつい指導に熱が入り過ぎてしまうことがありますが、どんな状況にあっても体罰は絶対に許されません。親族から身体的虐待を受けたるが故に民法第八三四号・児童福祉法三十三の六（親権喪失宣告の請求等）の措置によって入所した児童が、さらに保護されるべき施設内に於いて職員より虐待を受けることはあってはならないのです。にもかかわらず残念ながらわが若竹学園に於いて職員による体罰行為が起きてしまったのです。

原因は、放課後の自主トレの時間帯に、中学生の一人がマラソンの時に走らず歩いていた、と言う理由で職員が叱責と体罰を他の児童も見ている中で、約十五分に渡って行なったということです。当事者の職員は「児童のために行なったことであり、自分に非はない。あるとするなら行き過ぎてしまった指導上での体罰であった」と主張したために、本人を就業規則に照らして処し、児童を伴ない園長と体罰の当事者が両親の元に謝罪に行き、並行して他の幹部職員が県の担当所管に園内での体罰についての報告に赴きました。

その時に手渡されたのが児童福祉施設等における虐待対応マニュアルでした。そしてその中の「指導チェックリスト」には

① 児童が職員の指導に従うのは当然と思っていないか。
② 児童が反抗的な態度を取るのは、児童が悪いからと思っていないか。
③ 児童が指導に従わないのは自分の指導力不足とは関係が無いと思っていないか。

④ 自分の指導が一番いい指導であると思っていないか。
⑤ 自分の強いところを見せておくと、他の児童にも自分の権威が保たれると思っていないか。
⑥ 集団生活の管理の視点のみによって児童を動かそうとしていないか。
⑦ 児童の気持ちを考えずに自己中心的な指導をしていないか。
⑧ 自説に固執し、同僚等の意見を聞き入れずに指導していないか。
⑨ 児童に要求したことを自ら守らないことはないか。例えば「時間を守れ」と言いながら、自分が時間にルーズではないか。
⑩ 児童は職員の言動が常に一致しているかを常に見ている事を自覚しているか。
⑪ 児童の性格や個性を考えて指導しているか。
⑫ 児童には一人一人発達段階に差があることを考慮して指導しているか。
⑬ 指導の具体的な場面でカッとしてしまう自分の感情を、冷静にコントロールしているか。
⑭ 指導したことを児童はすぐに実行すべきだと考えていないか。
⑮ 言葉による指導よりも力で従わせるほうが効果があると考えていないか。
⑯ 指導力不足を威圧や腕力で補おうとしてはいないか。
⑰ 自分が過去に受けた体罰等力による指導を肯定してはいないか。

の十七項目でした。

■菩薩行こそが教育再生の道

私は送付されてきたこの指導チェックリストを一読して眼からウロコ状態でした。

それは正に我々宗侶に求められている菩薩行としての六波羅密の実践そのものだからです。「布施　持戒　忍辱　精進　禅定　智慧」。行政が児童福祉の現場に求めているもののすべてがこの六波羅密に集約できるからです。まさに「六度で度する福祉現場」と言えましょう。いま、福祉の現場は菩薩を求めています。トラウマを背負い心と身体の病に怯え苦しむ人々とともに喜びや苦しみを分かち合いつつ（利他行）、真理を求めて悟りに近づく（自利行）努力こそ、自利利他を誓願とする菩薩本来の姿なのではないでしょうか。

☆情緒障害児短期治療施設「若竹学園」
住所／〒761-8004
香川県高松市中山町
1501-192
電話／(087)882-1000
ホームページ／
http://www.netwave.or.jp/~wakatake/

〈略　歴〉
野田大燈（のだ　だいとう）
大本山總持寺後堂／財団法人　喝破道場理事長／社会福祉法人　四恩の里理事長／学校法人總持寺学園　理事／財団法人　全国青少年教化協議会評議員
昭和二一年　香川県生まれ。
昭和四九年　得度
昭和五八年　宗教法人「報四恩精舎」住職
昭和五九年　財団法人「喝破道場」設立
平成　五年　社会福祉法人「四恩の里」設立
平成　六年　情緒障害児短期治療施設「若竹学園」開設
平成一三年　大本山總持寺後堂に就任。翌年には「師家」に補任される。

ディスカバーヒューマンライツ

――子どもの人権〜宗教と教育をめぐる問題――

はじめに

人権は、人間である以上当然に享有できる普遍的な権利ですので、未成年者であっても、当然人権を享有することができます。ただ、未成年者は心身ともに発達途上にあり、成人に比べて判断能力も未熟であるため、一定の制約を受けることもあります。今回は、未成年者の人権の中でも特に宗教と学校教育が問題となった事例について紹介したいと思います。

なお、日本国憲法が思想・良心の自由や信教の自由を保障していることを受けて、教育基本法九条（宗教教育）は、①宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。②国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的教育をしてはならない、と定めています。戦後日本の学校教育においては、②が強く意識され、宗教教育はタブーとされてきました。その結果、①について配慮を欠く結果となってしまいました。

【剣道実技の履修を宗教上の理由で拒否した学生の進級拒否処分及び退学処分は、校長の裁量権の範囲を超えた違法なものであるとされた事例】

（事案）

ある宗教を信仰している高等専門学校生Xは、信仰上の理由から格技である剣道実技には参加できないことを説明し、体育担当教員らにレポート提出などの代替措置を認めてほしい旨の申入れをした。Xは、剣道の授業では、服装を替えて講義や準備体操には参加したが、剣道実技には参加せず、レポート作成のため授業内容を記録していた。Xは、授業後レポートを提出しようとしたが、受領を拒否された。体育担当教員は、Xやその保護者に剣道実技に参加するよう説得するのみで、要求されていた代替措置を一切採らなかった。Xは剣道実技の補講にも参加しなかったため、体育科目の修得認定を受けられなかった。Xは二年連続して原級留置処分（留年）を受けたため、学則に定める退学事由である「学力劣等で成業の見込みがないと認められる者」に該当するとの判断の下に退学処分を受けた。このため、Xは、信教の自由や教育を受ける権利を侵害するものであるとして、学校長Yに対し、本件各処分の取消しを求める訴訟を提起した。

（最高裁一九九六年三月八日判決）

「高等専門学校の校長が学生に対し原級留置処分又は退学処分を行うかどうかの判断は、校長の合理的な教育的裁量に委ねられるべきものであり、裁判所がその処分の適否を審査するに当たっては、校長の裁量権の行使としての処分が、全く事実の基礎を欠くか又は社会観念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用したと認められる場合に限り、違法であると判断すべきものである」

「信仰上の理由による剣道実技の履修拒否を、正当の理由のない履修拒否と区別することなく、代替措置が不可能というわけでもないのに、代替措置について何ら検討することもなく体育科目を不認定とした担当教員らの評価を受けて、原級留置処分をし、さらに不認定の主たる理由及び全体成績について勘案することなく、二年続けて原級留置となったため学則にいう『学力劣等で成業の見込みがないと認められる者』に当たるとし、退学処分をしたというYの措置は、考慮すべき事項を考慮しておらず、又は考慮された事実に対する評価が明白に合理性を欠き、その結果、社会観念上著しく妥当性を欠く処分をしたものと評するほかはなく、本件各処分は、裁量権の範囲を超える違法なものと言わざるを得ない。」

（コメント）

本件は、学生の信仰上の理由に基づく格技の拒否、それに対する学校の教育評価のあり方が本格的に争われた珍しい事例であり、最高裁が学生の訴えを認めた判決は、社会的な注目を集めることとなりました。

本件の場合、Xの真摯な態度に基づく代替措置の要求に対し、学校側がいっさい耳を傾けることなく、ただひたすら剣道実技の履修を迫り、さらに学則を機械的に適用し、生徒を退学にまで追い込んだものです。学生の教育を受ける権利、信教の自由、さらには教育基本法九条一項などに対する配慮が欠けていたことは明らかでしょう。

【公立小学校における日曜参観授業に欠席した旨を指導要録に記載することは行政処分ではないし、授業実施は校長の裁量権の範囲内であるとされた事例】

（事案）

ある公立小学校に子どもXを通わせていた両親（ともに教会牧師及び副牧師）は、学校が日曜日に

実施した日曜参観授業に子どもを出席させず、教会学校に出席させた。このため、小学校長Yは、自らが作成することになっている小学校児童指導要録に「欠席」の旨を記載した。この措置に対し、XはYに対し、この指導要録への「欠席」との記載は違法な行政処分であるのでその取消を求める訴訟を提起した。Xらの主張は、①キリスト教徒の宗教教育の自由を侵害し、憲法二〇条一項に違反する、②公教育における宗教教育への教育上の特別配慮義務に違反し、公教育の宗教的中立性を定めた教育基本法九条に違反する、などというものであった。

（東京地裁一九八六年三月二十日判決）

「指導要録に出欠の記録をする目的及びその機能は、もっぱらその後に児童を担任する教師らのためにその児童の出欠状況についての情報を提供するためのものであることが認められる。そうすると、本件欠席記載は単なる事実行為であるにとどまり、これによりXらの権利義務に直接法律上の影響を及ぼすことのないものである」

「小学校において授業参観を日曜日に実施することは、公教育として学校教育上十分な意義を有するものであり、かつ法的な根拠に基づいているものであるから、これを実施するか否か、実施するとしていかなる時間帯に行うかはYの学校管理運営上の裁量権の範囲内である。したがって、本件授業の実施とこれに出席しなかったXらを欠席扱いにしたことがXらに対して不法行為を構成する違法があるとすれば、それは、Yが右の裁量権の範囲を逸脱し、濫用した場合に限られることになる。」

「宗教行為に参加する児童について公教育の授業日に出席することを免除するということでは、宗教や宗派ごとに（公教育が実施される日と信仰上の集会を行う日の）重複の日数が異なることから、結果的に、宗教上の理由によって個々の児童の授業日数に差異を生じることを容認することになって、公教育の宗教的中立性を保つうえで好ましいことではないのみならず、当該児童の公教育上の成果をそれだけ阻害し、そのうえさらに、公教育が集団的教育として挙げるはずの成果をも損なうことにならざるをえず、公教育が失うところは少なくない」

「教育基本法九条一項は、宗教に関する寛容の態度と並べて宗教の社会生活における地位を教育上尊重すべきことを規定しているが、その趣旨とするところは、…人格の完成を目指し国家及び社会の形成者としての資質を育成しようとする教育の目的的見地から、社会生活における宗教の地位の尊重について配慮を促したものと理解される。したがって、右規定は宗教的活動の自由に教育に優先する地位を与えたり、その価値に順序づけようとするものではなく、政治的教養の尊重をうたうのと同様の趣旨に出たものに他ならない。それゆえ、この規定から、日曜日の宗教教育が本件授業の実施に優先して尊重されなければならないものと根拠づけるXらの主張は採用できない」

（コメント）

判決は、①Yの行為が個人の信教の自由を侵害してまで行わなければならないほどの高度の必要性があるか、②Yの行為に従った場合に侵害される宗教上の利益、宗教上の義務に従った場合の不利益、③当該宗教的行為が他の一般国民に与える影響、④Yの行為が同じ目的を達成するために代替性のない唯一の手段方法であるか、について慎重に検討した結果、Yの行為に違憲性は認められず、Xらの蒙る不利益は、受忍すべき範囲内にあるとしました。この点、判決は、他の宗教との関係にも配慮して判断しています。この判決の考え方については論争がありますが、妥当であるとの意見が多いものと思われます。

最後に

昨今の教育改革論議の中でも、宗教と教育の問題は重要な課題となっています。実際、オウム真理教の信徒の子どもの就学をめぐる問題など宗教と学校教育にかかわるさまざまな問題が発生しています。これを機に、宗教と教育の関係について考えてみてはいかがでしょうか。

〈参考文献〉
・『憲法新版』（岩波書店）
・『教育判例ガイド』（有斐閣）

文・見野彰信
早稲田大学法学部卒。民事・刑事・家事など法律問題一般を扱う。野田信彦法律事務所（札幌市）所属。

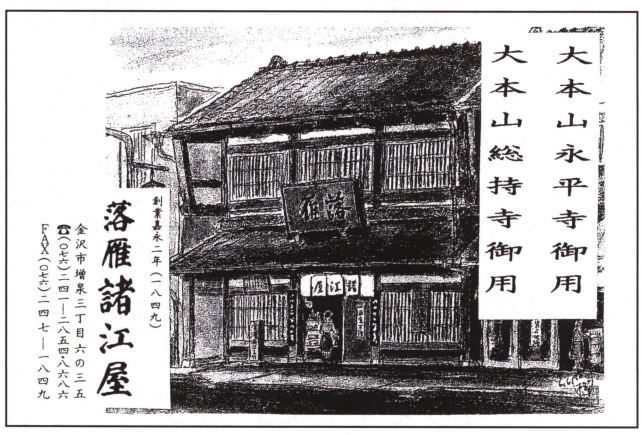

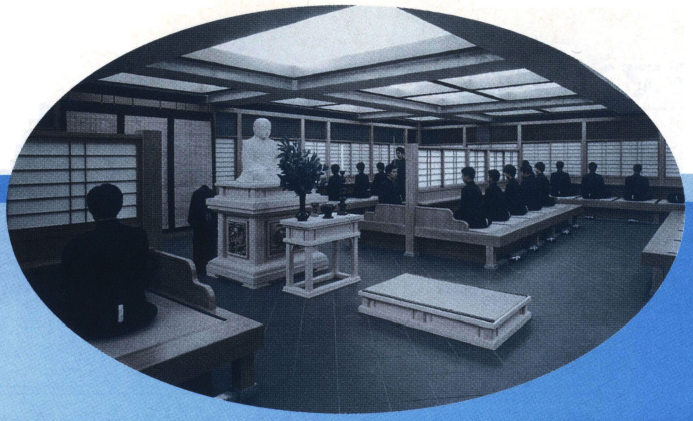

世田谷学園の取り組み

世田谷学園の教育理念

私立学校にはそれぞれ独自の建学の理念があり、その理念に基づいた教育が展開されています。旃檀林の流れを汲み、曹洞宗第一中学林を淵源に持つ世田谷学園も例外ではありません。

世田谷学園では、釈尊の教え「天上天下唯我独尊」を―"Think & Share"―という英語に直し、教育理念を将来にわたって、また世界や地域を超えるものとして現在化しています。これは「人は一人一人がかけがえのない尊い存在であり、誰もが立派な人間になる力を持っている」という人間観であり、同時に「人は固有の価値観や文化を持っており、それをお互いが理解し、認め合うことで、立派な地球社会の創造が可能になる」という世界観でもあります。さらにこの教育理念を具体的にしたものとして「明日をみつめて、今をひたすらに」「違いを認め合って、思いやりの心を」という二つのモットーを定め、授業や日常生活はもとより、国際交流などのあらゆる場面に展開させています。校章のデザイン(表題参照)も、坐して己を見つめ、智と徳を磨く生徒の姿を現したものになっています。

以上述べた基本的な考えは、学園全体で取り組む性質のものですが、与えられたテーマに沿って、宗教科の取り組みを中心にまとめてみます。

宗教科の取り組み

「宗教」・「道徳」の時間は現在では「生き方」と名称を変え、人生をより良く生きるためには何が必要なのか、といったことや、自分とは何か、いのちとは何か、他を思いやるとはどういうことか、私たちと社会や異文化との関わりとはどういうものか、仏教や宗教が現代に問いかけるものは何か、釈尊や両祖様の教えが語るものは何か、などというテーマに対してさまざまな角度からアプローチを試みた授業を展開しています。学際的な分野まで踏み込む授業展開も多く設けるようにしており、さまざまな問題点を提示したり意見の交換を通したりして、生徒自身に多角的にものごとを考えてもらう機会を増やしています。七十分授業を展開しているため、実施学年は中学生全員と高等学校の二年生(スポーツクラスは高等学校三年間)のみです。授業では座学が中心ですが、始業前に椅子坐禅に取り組んだり、年間四ないし五回ほど坐禅堂を使った坐禅(本山安居経験者と教員とのティームティーチング)を実施しており、写経にも取り組んでいます。授業に対する生徒の反応はさまざまですが、比較的常識的な意見を出す生徒が多いようです。取り扱うテーマによっては意外な反応を示す場合もありますが、社会現象・時代背景・生徒個人の生育歴・生徒を取り巻く社会環境などが影響しているのかも知れません。

学校行事における取り組み

学校行事にも、宗教関係では二祖三仏忌や精霊祭(みたままつり。左写真参照)、両本山への参拝や一泊参禅、有志の生徒による臘八摂心(約三百人が皆勤します。右写真参照)や早朝坐禅(毎週金曜日・約五十人が皆勤します)、保護者対象の坐禅体験などがあり、これらの行事を通して仏教・禅に触れる機会を多くしています。己を鍛える道場としての学校に出入りする際には、校門で一礼して自己を見つめる機会としているのもその流れの一環と言えます。しかし、核家族化の影響か

現代と宗教

宗教教育における現代社会へのアプローチ

生活様式の変化かは不明ですが、宗教的な行事が実体験を伴った身近なものとして考えられない生徒もおり、いかにして専門の用語や知識に頼らずに仏教・禅を語れるかが問われているような気がします。学校見学（説明会・学園祭・オープンキャンパス）などで百周年記念として新築された坐禅堂の存在も知っていますし、宗教教育の実際も『学園案内』などである程度了解したうえで入学をする生徒が増えているので、今すぐ結果が出なくとも「仏教は面白い。人生のヒントやアドバイスをもらった。」という意見が生まれてくれれば、と思っています。

宗門寺院徒弟の教育について

宗内生に関しては、新入生は全て中学生からの六年一貫教育生としているため、ここ数年は中高あわせた在籍者数が二十名前後となっています。学校行事への参加は基本的には一般の生徒と同じですが、儀式の際の準備や各種配役、そのための事前指導などを行なっています。また、中学宗内生は毎年夏に長野県茅野市の頼岳寺をお借りして叢林生活を、高校宗内生は可睡斎での春・夏の特殊安居に参加しています。名刹の参拝や見学会を行なったり、暮れには地元、三軒茶屋での歳末助け合い募金も実施しています。

宗教教育の今後

これからは、保護者の価値観が多様化・複雑化していく中で、それぞれの学校が独自に取り組む「売り物」を何にするかが問われていくでしょう。もちろん宗門の学校である世田谷学園としても、常に「仏教・禅の精神」の現代的な意味や意義を念頭においた教育を展開する必要があることは言うまでもありません。「知的好奇心を刺激し思索を深めて自らの課題を見つけるとともに、問題を解決する力を高め自立を促すこと」、「自らの拠って立つところを明らかにするとともに、他の意見に謙虚に耳を傾けること」、「日々のつとめを怠らず、切磋琢磨しつつ敬愛の念を持って共に学ぶことを喜ぶこと」、そして「自分とは何か、その正体は何かということについて考えること」、これらのことを、生徒諸君に伝えることが、生きた宗教教育につながるのではないかと思っています。

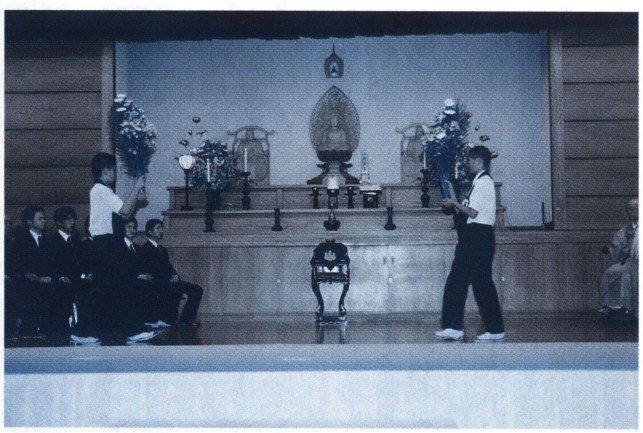

文・西岡久善（にしおか　きゅうぜん）

世田谷学園中学校・高等学校　評議員　専修科主事　宗教科主任
1954年　神奈川県相模原市に生まれる
1970年　世田谷中学校卒業
1973年　世田谷高等学校卒業（在学中特殊安居修了）
1977年　駒澤大学仏教学部仏教学科卒業
1977年　大本山永平寺安居
1978年　世田谷学園に国語科教諭として奉職　のち宗教も担当　創立80周年・同90周年・同100周年記念校史編纂事業に携わる

修復工事から新築工事まで
あらゆる対震（＝対地震）工事に
最新技術※で対応しております。
日本古来の伝統の技を伝承する、
魚津の設計と施工。

※大本山總持寺香積台耐震改修工事で採用させて頂きました。

神社・仏閣専門建築
株式会社 魚津社寺工務店
〒454-0004　名古屋市中川区西日置二丁目12番20号
TEL(052)331-3080・0854　FAX(052)332-3540

禅 SOUSEI INTERNATIONAL

曹洞禅の再活性化

なぜ仏教か？

今月（十月）最後の土曜日、わたしが渡米してからずっと毎週一回の坐禅会を続けているスミス女子大学でMANY FLAVORS OF DHARMA（『さまざまな法の香り』）と銘うった一日集会が開かれます。これはわたしやこの大学で仏教を講じている二人の先生ほか数名の仏教者が集まって企画をたて、おもに西部マサチューセッツ州で活動している三十五にのぼるさまざまな仏教グループやセンターに呼びかけ講演やワークショップを依頼し、一般の人たちの仏教理解を深める一助になることをねらっておこなわれるものです。実はわれわれ三人の発案で昨春に第一回目の集会をもったのですが、百五十名以上の参加者を得てたいへん好評だったものですから、それに気をよくして第二回目の集会をもつことになったのです。

今回は午前中にパネル・ディスカッションの時間を設け、WHY BUDDHISM?（『なぜ仏教か？』）というテーマで四人のパネリストと聴衆が討議することになっています。なぜ「外来宗教」である仏教がアメリカ人にアピールしているのか？　仏教のどこに魅力があるのか？　仏教がアメリカ人の生き方にどのようなインパクトを与えているのか？　それはなぜか？　伝統的な仏教のどこに物足りなさを感じるのか？　そこをどう乗り越えていけばいいのか？…といった問いをめぐって活発な議論が起きて欲しいと思っています。広大なアメリカの一隅で名門女子大学の建物を使ってこういう企画を開催することができ、それがかなりの反響をよぶということ自体、アメリカにおける仏教受容の高まりを象徴しているといえるでしょう。

さて、これが日本だとどういうことになるでしょうか？　もし同じような討議をするとすれば、そのテーマはむしろそれとは逆にしなくてはならないかもしれません。つまり「なぜ仏教は活力を失っているのか？」という問いを立てなければならないのです。学者の研究対象としての仏教でもなければ、葬儀や先祖供養といった形をとって仏教僧侶がたずさわっている宗教儀礼・習俗としての仏教でもない（もちろんそれはそれで現実に機能している仏教の不可欠の構成要素なのですが）、人間が娑婆（忍土）といわれるこの世を尊厳さをもって生き抜いていく道とでも言うべき仏教本来の姿がいまの日本ではとても見えにくくなっているからです。それは、仏教という実践的教えを必要としないほど今の日本人は人間的に成熟しているということなのでしょうか？　われわれは仏教が無用なほどにじゅうぶん幸せな状態にあるということなのでしょうか？　少なくともわたしにはとてもそうだとは思われません。むしろ今ほど仏教が潜在的に秘めている力が発揮されるべき時はないようにすら感じています。

「わたしは他のもっと大事なことで死ぬほど忙しいのだから、仏教なんて悠長なことにかまけている暇なんかない」とうそぶく人が大半をしめているようなところでこそ最も仏教が学ばれ実践されなければならないのです。

宗教心（菩提心）の目覚め

一九九五年春、ダライ・ラマと並んで欧米でもっとも敬愛されている仏教指導者であるヴェトナム人禅僧ティク・ナット・ハン師が弟子たちを連れて日本に来られた時、わたしは通訳の一人として約二十日間、師の一行について一緒に各地を旅することができました。

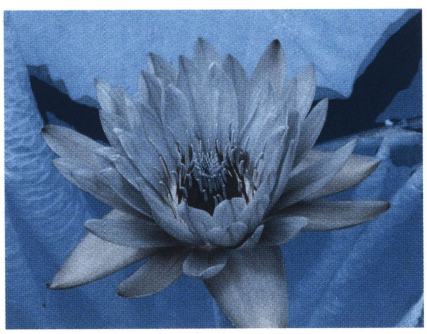

そのあいだ、リトリートや講演に参加した若者たちが「こういうものが仏教ならもっと深く知りたいし修行したい」と興奮した調子で語るのを何度も耳にしました。かれらはティク・ナット・ハン師が提示するような仏教の姿にそれまで触れたことがなかったのでしょう。自分の人生の問題にじかに関わるような形で、しかも具体的な修行を通して仏教を考える機会に恵まれてこなかったのです。仏教をわかりやすくしかも日々の実践として説く師の法話を聞き、坐禅や経行といった実践を実際に体験し、また仏教修行の成果を体現している修行僧たちとじかに出会うことで、かれらの中に眠っていた宗教心（菩提心）が

目覚め動きだしたのです。

仏教の基本中の基本とされている四聖諦のうちの苦聖諦が教えているように、意識すると否とにかかわらず誰もが例外なく人生に問題を抱えて生きています（老・病・死はその典型例）。仏教とはこの問題に正面から向き合い、それを掘り下げていく指針を与えてくれるものなのですから、いかに生きるかを真摯に問題とする人にとってはこのうえなく有益な参考になる、文字通りの「法宝」なのです。それは本来、死者ではなく生きる人に「役立つ道具」なのです。いかに役立つ道具でも使われなければそれは「宝のもちぐされ」です。日本のいまの仏教はまさにそういう状態になっているように思います。いまこそそれを道具箱から引っ張り出し、改良すべきところは改良して、おおいに使いこなしていかなければならないのです。

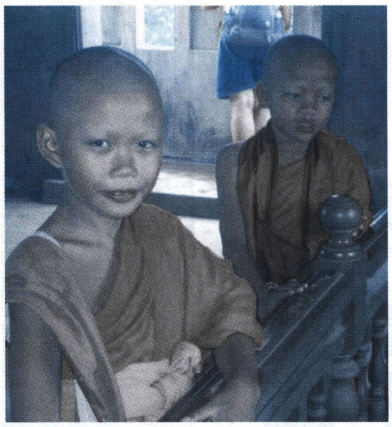

「これまでのもの」から「これからのもの」へ

仏教を、われわれの場合であれば曹洞禅を「これまでのもの」ではなく「これからのもの」として新しいヴィジョンのもとに再活性化していくためには、何よりもまずわれわれ仏教に関わる者自身が仏教に新鮮に出会いなおす必要があります。それは若き釈尊が「四門出遊」の逸話において人生の真実相に大きな衝撃をもって出会ったのと同じ意味で、われわれも自分の人生の現実にあらためて出会いなおすことが前提になります。忙しく動き回るのをいったん止めて「一度しかないおまえのこの人生はそれでいいのか」というわれわれが避けつづけてきた問いかけにじっくり向き合うことです。この問いかけを引き受けることなしには仏教に出会うことはできないと思うのです。問いのない者に教えは姿を現しません。道元禅師の言われる「生死の一大事」は他の誰のことでもない自分自身の一大事だということを骨身に沁みて感じることが第一歩なのですが、それがどういう訳かますます難しくなってきているのです。このいわば「出発点」にまでどうやって煮詰まっていくか、それを一緒に考えていかなければなりません。

「仏教との出会いの場」の創出

自分の人生という難問題をひっさげて仏教に出会いなおすことができれば、そこにいのちについての深遠な叡智と磨きぬかれた宗教的実践の諸技法を豊かに宿した「あなたのための応用人生学」を見出すことができるでしょう。わたしはそれを前に「心理療法としての曹洞禅」とよびました。葬儀や先祖供養を司るほかに寺や僧侶の果たすべき重要な役割は、有縁の人びとにそういう仏教の姿をわかりやすく提示し、実体験をとおしてそれを納得してもらう努力をすることです。ティク・ナット・ハン師は在家の人たちに定期的に集まって出家者に準ずる修行生活を一日あるいは二日間行なうことを強く勧めています。これは「八戒斎」あるいは「八関斎」と言われる在家修行者のための行持にもとづくアイデアです。伝統的には在家の男女が六斎日（毎月の八・十四・十五・二十三・二十九・三十日）に寺に出かけて一昼夜、八つの戒（生き物を殺さない、盗みをしない、性交をしない、嘘を言わない、酒を飲まない、装身・化粧をやめ歌・舞を聴視しない、高くゆったりとしたベットに寝ない、昼食後食べない）を守り、出家生活を一日だけ守るという形をとっています。ティク・ナット・ハン師の指導のもと日本で二回（比叡山の居士林と鎌倉の光明寺）それに近いことをやりましたが、これなら日本の曹洞宗寺院でもそれほど労力を要さずにできるのではないかと思いました。僧侶が有志の者を募り、寺を会場にして、一定の差定に従って一緒に修行するこうした「八戒斎」（「一日出家」とでもいえるかもしれません）を月に少なくとも一回できれば何回か催すのです。八戒の受戒、坐禅と経行、作務、行鉢、提唱、経典や禅録の学習会、参加者どうしの自由な討論といった活動を通して、曹洞禅の行持を実際に体験する機会を提供するのです。和尚の力量と参加者のやる気さえあればたいした費用もかからずに実行可能なことだと思うのですがどうでしょうか？　大事なのはなにごとにつけても簡素をこころがけ、大げさで面倒なものにしないことです。少人数で結構（収益をあげるのが目的ではありませんから）。宿泊も各自が蒲団か寝袋を持参して空いた空間に寝泊りするくらいでいいでしょう。なにもことさらに厳しい修行にすることはありません。参加者にあわせて柔軟に対応していけばいいのです。要は参加者が「なるほど、こういうものなら学ぶ値打ちがあるわい」と得心できるような経験が得られるさまざまな学びの場を作ることなのです。或る意味では「ワークショップ」形式の禅入門会といえるでしょう。各自の創意工夫でけっこう面白いことができるのではないでしょうか。読者のみなさんに是非試みていただきたいと思います。そして実践報告をお寄せください。もう坐禅会というかたちでそれに近いことを長年実践してきたかたもおられるかもしれませんね。

こういう地道な寺の（一時的にせよ）道場化の試みがいまのところわたしに考えられる曹洞禅の活性化の手だての一つです。禅の修行に関しては「食わず嫌い」の人が多いと思いますが、かれらにおいしくてためになる「禅味」を提供するこうした出会いの場をどう創り出していくかが、曹洞宗青年会の各諸兄の立ち向かうべき大きな課題としてあるのではないでしょうか。

合掌

文・藤田一照

1954年、愛媛県生まれ。1987年、米国マサチューセッツ州ヴァレー禅堂の住持として渡米、現在にいたる。著書に『新こころのシルクロード』（共著　佐賀新聞社刊）、訳書にティク・ナット・ハン『禅への鍵』（春秋社刊）、スティーブン・バチェラー『ダルマの実践』（四季社刊）等がある。

全曹青情報局

第十五期全国曹洞宗青年会

第三回執行部会・理事会開催

理事会会議の様子

平成十五年九月五日、曹洞宗檀信徒会館（菊の間）において、全国曹洞宗青年会第三回執行部会・理事会が開催された。

当日は午前十時より昼食を挟み午後二時まで執行部会、引き続き午後二時より理事会が開かれ、はじめに各委員会より活動報告が行われた。

その後、本会では多くの議事が上程・審議されたが、その中でも特に三十周年記念事業・禅文化学林については、準備委員会委員長である阿部光裕師より、企画資料に沿った日程・会場等の具体的な説明があり、管区理事並びに執行部出席者と積極的な意見交換がなされた。

地震が怖い…

直さにゃいかんな〜

改修したい、いや、新築かなぁ…

こんなお声があるようでしたら

ごく最新の社寺建築の**SPC工法**をお薦めします。

筋交無しで 阪神大震災の3倍の震度にも耐える、
高さ広さにも殆ど縛りはなく（高さ31m、広さ3000㎡まで）、
正に 経済的で極めて有利な、
伝統工法を科学したものです。

勿論、全国各地に200軒以上の社寺建設の
実績を持つ福井の石森屋からのお知らせです。

●何なりとお気軽にお問い合わせください

TEL 0776-61-2222　FAX 0776-61-2224

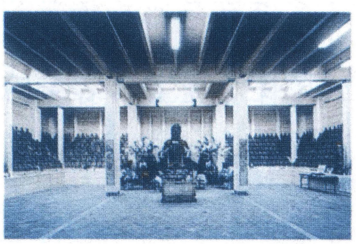

SPC工法による
小樽市 宗円寺 五百羅漢収蔵庫
2000年8月竣工

春は花 夏ほととぎす秋は月
冬雪さえて すずしかりけり

大本山 永平寺 御用達

株式会社 石森屋 材木店 ホームサービス ウッドワークス

〒910-1142 福井県吉田郡松岡町兼定島

詳しくは http://www.ishimori.jp/ クリック!!

E-mail:ishimoriya@ishimori.co.jp

委員会紹介

総務委員会

総務委員会紹介の前に、過日起こりました十勝沖地震で被害に遭われた会員並びにご寺院様、また、被災によって今も不自由な生活をしておられるすべての皆様にお見舞いを申し上げます。

十五期全曹青がスタートして四ヶ月が過ぎようとしています。皆様ご存知のように当委員会は前期の「総合企画」から「総務」へと名称変更がなされました。当然担当する業務も変わってきたわけですが、事務局と同様に会務の迅速な遂行はもとより、名簿や事務データ管理、常住の組織でない為の弊害に対する改善策の検討等、組織の基盤となる石を一つでも二つでも積み上げればと思います。

また、継続事業として今期も花祭りキャンペーンを展開いたします。内容は封筒に花の種、甘茶のティーパック、三仏忌の説明文を入れたものを実費配布いたします。九月にこの内容を中心とした委員会を開催し大方の方向性を出し検討中です。新封筒デザインの紹介、申し込み方法など詳細は次号『そうせい』（二月号）に掲載いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上、総務委員会の紹介と現状を書かせていただきました。今後二年間スタッフ一同よろしくお願いいたします。

《花祭りキャンペーン問合せ先》
総務委員長　大坂　恵司
島根県安来市沢町685　地福寺
☎／fax　0854-22-4460
携　帯　090-4141-6780

・・・各委員コメント・・・

◆委員長
大坂　恵司
（いずも曹青）
「皆の全曹青が一歩一歩着実に前進できるよう、スタッフと共に任務を全うしたいと思います。」

清水　孝雄
（北海道第一）
「大坂委員長の下、全曹青の活動に微力ながらお手伝いさせていただきます。」

加藤　慈峰
（愛知第一）
「委員長を補佐し、事業の充実に貢献することを、目標に致します。」

松崎　真雄
（新潟曹青）
「スローガンの如く熱い委員長を助け、エネルギーを注入し続けます。」

近藤　光徳
（岩手曹青）
「右も左もわからずに飛び込んだ全曹青、他の委員さんの足手まといにならないよう、任期中一生懸命頑張ります。」

大海　聡恭
（佐賀曹青）
「精一杯務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。」

下路　光淳
（和歌山曹青）
「皆様にご迷惑をおかけしないように一生懸命頑張りたいと思います。」

森　如謙
（岐阜曹青）
「委員会出向は初めてですが、与えられた任務を全うしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。」

インターネットの世界をのぞいてみよう！〈23〉

パソコンを使って作業するとき、様々な用途に適したソフトウェアがあります。ここでは、インターネット上でダウンロードできる「ちょっと気になるソフト達」を紹介します。

インターネットに限らず雑誌の付録などにもおもしろいソフトが紹介されていますので自分にあったもの、使えるものを探してみてください。

ちょっと気になるソフト達

1．桜時計　【著作権者】宇野信太郎 氏

フリーソフト

ＤＬ → http://www.forest.impress.co.jp/library/skrw.html

作者ＨＰ → http://www.venus.dti.ne.jp/~uno/index2.html

NTP（Network Time Protocol）サーバーあるいは SNTP（Simple Network Time Protocol）サーバーにアクセスして、パソコンの内蔵時計の時刻を修正するソフト。

2．秀丸エディタ　【著作権者】㈲サイトー企画　代表 斉藤 秀夫

シェアウェア ￥4,000

ＤＬ → http://hide.maruo.co.jp/

Windows 標準では、メモ帳で編集したファイルを、秀丸エディタで編集することができます。プログラムのソースファイル編集やメール編集、HTML編集など、様々な「テキスト」を使うシーンに高機能かつ軽快に使っていただけます。

3．NextFTP　【著作権者】トックス情報システム　代表 界外年応

シェアウェア ￥2,000

ＤＬ → http://www.toxsoft.com/

初心者から上級者まで、使いやすい高機能日本語FTPクライアントソフトです。プログラムだけでなくヘルプもすべて日本語ですので、英語が分からなくても使用できます。次世代インターネットプロトコルの「IPv6」に対応しています。ADSLやCATVや光ファイバーなどのブロードバンドに対応しています。

4．和暦博士　【著作権者】司馬 拓也

フリーソフト

ＤＬ → http://www.hokushin-media.com/osl/wareki.html

暦（こよみ）の検索ソフトです。西暦年数から和暦の年号と年数を検索したり、その逆に和暦の年号から西暦年数を検索することができます。また、干支も九星もたちどころに分かります。さらに天皇名を入力して検索すれば、その天皇の在位期間が西暦と和暦で何年から何年までであったかが瞬時に分かります。

5．シン覚え書　【著作権者】T.Chiba

フリーソフト

ＤＬ → http://www2.famille.ne.jp/~chiba/software/OboeGaki/index.html

「ネットワーク対応（e-mailを送れる）」「ネットワーク決議システム」「アイコン化・非表示化できる」と「外部ソフトを呼び出せる」そして「描画拡張ライブラリィ」をその特徴としている、と作者は言います。「電子疑似付箋紙」の機能と「簡易版ラウンチャ」の機能／「簡易コミュニケーション・ツール」の機能を併せ持ったソフトです。

6．DDwin　【著作権者】草本 和馬

フリーソフト

ＤＬ → http://homepage2.nifty.com/ddwin/

DDwinは、Windows 環境下で動作する辞書検索ソフトウェアです。

対応する辞書は、電子ブック（SONY DATA Discmanで使用される辞書）、及び、EPWING規約のCD-ROM、小学館『ランダムハウス英語辞典』、平凡社 『世界大百科事典』（現在入手不可能な旧版にのみ対応）です。

7．Spybot - Search & Destroy　【著作権者】Patrick Kolla 氏

フリーソフト

ＤＬ → http://spybot.eon.net.au/

紹介サイト → http://www.dream-seed.com/server/spybot.html

オンラインソフトなどをインストールすると勝手にくっついてきて、情報やら何やらを勝ってに送信してしまう困ったプログラム「スパイウェア」検索・削除ツール、それが「Spybot - Search &Destroy」です。Spybot は、ドイツ製ですが、ありがたいことに日本語に完全対応して、メニュー・ダイアログを日本語表示してくれます。

8．Donut P　【著作権者】UH（オリジナルのコード部はmb氏, D0GSt0re氏）

フリーソフト

ＤＬ → http://donutp.com/

最近流行りのタブブラウザ。メモリは節約できるし、Popup 広告は閉じれるし、ウィンドウは扱いやすいし、セキュティレベルも簡単に切り替えられる。良い事だらけです。マウスジェスチャーも便利。

9．今昔文字鏡フォント　【著作権者】紀伊國屋書店

フリー（フォントのみ）

ＤＬ → http://www.mojikyo.com/

最近ようやく実用的になってきたUnicodeのCJK漢字はもちろん、諸橋大漢和辞典収録の約５万字の漢字もすべて収録されています。更に、古くは甲骨文字から梵字、現代中国で使われている簡体字まで、多種多様な文字が収録されています。また、仮名・水文・記号・返り点等もある。

10．Fetch（日本語版）　【著作権者】Fetch softworks社

シェアウェア ￥2,500

ＤＬ → http://www.hart.co.jp/fetch/

Macintosh用インターネットファイル転送ソフトです。MacからWWWサーバーにファイルを転送したいとき、とても便利に使えます。Fetchは Macユーザーになじみやすいユーザーインターフェイスを持っていますので、「ディレクトリの移動」「ファイルの選択」「送信」「受信」など、ほとんどの動作をマウスだけで行うことが出来ます。日本語版のみの機能として、「テキストファイルの漢字コード変換」もあります。

法衣・袈裟 再生屋本舗

甦がえらせる。リフォーム時代

立・工山帽子洗い仕立直し　金襴袈裟洗い
刺繍袈裟洗い　甲中台替　袈裟紐替
袈裟裏地替　座具裏替　法衣丈直し
法衣胴裏交換　掛衿替・色直し
法衣色抜け直し　シミ抜丸洗い

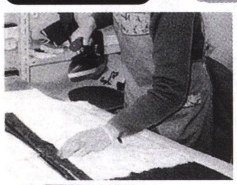

法衣生洗い
※少々のほころびは、サービス補修します。
大　衣　6,800円
改良服　5,600円
七条袈裟　5,600円
※当店の洗いは、法衣専門の清洗いです。

潤　色
※染直し・仕立直し

水引・柱巻・五色幕・吊り幕装置

本堂内も演出の時代へ。1人でも簡単に・安全に・きれいに

水引・柱巻・五色幕・別織物のご用命承ります。

手動式	158,000 円～
機械式	298,000 円～
電動式	590,000 円～

取付け工事込み価格です。

法衣・仏具・贈答品
なごや からすどう
名古屋 烏堂
〒457－0007
名古屋市南区駈上二丁目1番2号
TEL052(824)8900 FAX052(819)6445
地下鉄新瑞橋駅南 徒歩5分

お寺散策

諏訪山 吉祥寺

▲騒々しい町の中にひっそりと建つ山門
▼広大な敷地に歴史を感じる

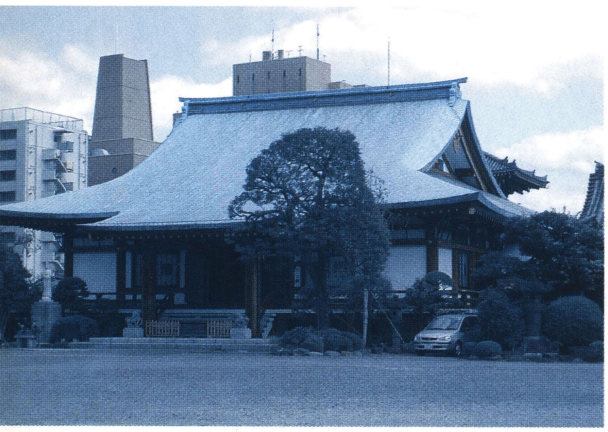

東京都を横断する大動脈ＪＲ中央線。このオレンジ色の電車が通る駅の名前に、３ヶ所だけは「寺」の文字が入る。「高円寺」「吉祥寺」「国分寺」である。その中で、武蔵野市の「吉祥寺」だけは実際にそこにお寺があるわけではない。意外と誤解されている事実だが、実は本家・吉祥寺は駒込の静かな町の中にひっそりとたたずんでいるのだ。

■吉祥寺建立のいきさつ

駒込にある吉祥寺の創建は室町後期（長禄二年・一四五八年）、太田道灌が江戸城を築城したときに、現在の和田倉門近くの井戸から「吉祥」の文字を刻した金印が発見され、これを瑞祥として一寺を建立したのが始まりであった。その際に日頃より尊敬されていた青巌周陽禅師を請して開山とし、山号を「諏訪山」と称した。

■駒込の地に落ち着くまで

天正年間、徳川家康が江戸城に入り、城の拡張を行なうために神田駿河台に移転を命じた。このときの表門は現在の水道橋付近にあったというから、壮大な境内であったことは想像できるであろう。また、現在の水道橋は元禄元年の頃までは「吉祥寺橋」と呼ばれていた。

明暦三年（一六五七年）一月十八日にいわゆる江戸時代で最も大きな火事「明暦の大火」によって、吉祥寺は全焼してしまった。その後幕府は火災後の江戸復興を兼ねた大がかりな都市計画事業を展開するが、この際に江戸城周辺にある寺社を移転させ、火避け地にすると決定した。この施策によって吉祥寺は現在の駒込の地に移転されるにいたった。すなわち、江戸城に在ったのが約百三十年間、駿河台に在ったのが約七十年間、現在の駒込に移ってから約三百五十年になるという。

現在ＪＲ中央線の駅名にもなっている吉祥寺の街名は、その武蔵野の地二百万石が徳川家から吉祥寺へ寄進され、開墾された農地であったことに由来する。その後は明治政府に献上した経緯があるという。

■駒澤大学の前身「旃檀林」

ところで、吉祥寺といえば旃檀林と呼ばれる学寮としても有名である。芝の愛宕にある青松寺獅子吼林、三田の泉岳寺獅子窟とともに三大学林（僧侶の専門的養成の場）と呼ばれ、曹洞宗の宗学を修得する道場として、また宗学の聖地として栄えた。この旃檀林は宗門大学である駒澤大学の前身にあたる。

旃檀林は第五世用山元照禅師が神田駿河台時代に創設し、駒込へ移転してからそう名付けられた。明暦の大火後、第十三世離北良重禅師の時には旃檀林の学寮も二十七棟を数え、千人を超える学僧を収容しその偉容を誇ったという。しかし、昭和二十年五月二十五日の東京大空襲に遭い、大堂宇は山門と経蔵を残し全て灰燼に帰してしまう。その後は昭和二十八年奈良・薬師寺の東塔を模した仏殿と書院を再建し、昭和三十九年には檀信徒の絶大なる尽力により本堂を建立し現在に至る。

▲二宮尊徳の墓
▼大仏様がやさしい目で見つめてくださる

■二宮尊徳のお墓

吉祥寺の墓地には有名知識人が多く、昨今の有名人としては、二宮尊徳、川上眉山、榎本武揚、鳥居耀蔵などの墓がある。また寺内には徳川家康が寄進した毘沙門天像、更に家康が城中見廻りの際に使用した籠、徳川五代将軍綱吉より下附された江戸城の登城太鼓などの江戸幕府と密接に関係した歴史が感じられる数々の寺宝がある。

■吉祥寺へのいざない

山門から本堂までは約２００メートルほどあるだろうか、その広大な境内を見渡すと、かつて一千人を超える僧侶が学んでいた学林の面影が残っている。ここで、青年僧たちが真剣に道を求めていたのかと思いをめぐらし、自分の学生時代と重ね合わせてみると、脱帽せずにはいられなかった。「流水に間断無し」という言葉がある。川の水は絶え間なく流れているということだが、学生時代に限らず、生涯を通じ精進しなければならないと自らを奮い立たせた。

吉祥寺で二宮尊徳のお墓にお参りし、勤労や積小為大（小さな努力の積み重ねが大きな結果を生む）などの教えに耳を傾ける。そんな静かな時間を過ごしてみてはいかが？

アクセスデータ

●所在地　東京都文京区本駒込３－１９－１７
●電話　０３－３８２３－２０１０
●ＦＡＸ　０３－５８１４－３３００
●最寄駅　営団地下鉄南北線「本駒込駅」／都営地下鉄三田線「白山駅」下車徒歩２～１０分

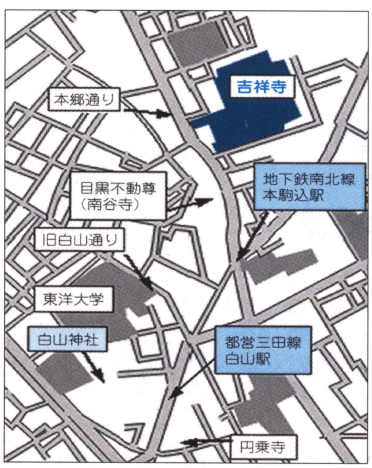

賛助会員御芳名

平成15年6月～8月

東京都
89 〃 浄牧院様
132 〃 龍門寺様
151 〃 静勝寺様
神奈川県第一
204 〃 紫雲寺様
241 〃 龍法寺様
371 〃 長安寺様
神奈川県第二
92 〃 良長院様
171 〃 常昌院様
埼玉県第一
93 〃 光秀寺様
394 〃 香林寺様
404 〃 満讃寺様
441 〃 金剛寺様
埼玉県第二
573 〃 法光寺様
群馬県
26 〃 長興寺様
172 〃 長泉寺様
217 〃 正泉寺様
栃木県
53 〃 大中寺様
119 〃 宗源寺様
132 〃 宗泉寺様
148 〃 長林寺様
千葉県
2 〃 宗胤寺様
9 〃 東昌寺様
97 〃 玉造寺様
98 〃 福泉寺様
303 〃 龍渕寺様
山梨県
11 〃 大泉寺様
392 〃 慈照寺様
535 〃 養福寺様
静岡県第一
89 〃 桃原寺様
495 〃 普門院様
577 〃 長久寺様
静岡県第二
321 〃 円応寺様

静岡県第三
870 〃 窓泉寺様
883 〃 松秀寺様
静岡県第四
1037 〃 宗安寺様
愛知県第一
27 〃 永昌院様
51 〃 梅屋寺様
58 〃 聚福院様
96 〃 全隆寺様
97 〃 洗月院様
99 〃 秋月院様
112 〃 太平寺様
190 〃 天桂寺様
267 〃 陶昌院様
愛知県第三
1256 〃 大泉寺様
1151 〃 薬師寺様
岐阜県
58 〃 寿福寺様
68 〃 東禅寺様
74 〃 観惨寺様
138 〃 法禅寺様
142 〃 長徳寺様
三重県第一
238 〃 智照院様
三重県第二
40 〃 宝泉寺様
97 〃 西明寺様
203 〃 等観寺様
265 〃 西光寺様
三重県第二
372 〃 地蔵寺様
京都府
26 〃 岩屋寺様
196 〃 西方寺様
大阪府
12 〃 印山寺様
33 〃 龍海寺様

和歌山県
39 〃 光泉寺様
兵庫県第一
30 〃 岡本寺様
54 〃 深谷寺様
兵庫県第二
280 〃 長源寺様
岡山県
3 〃 長川寺様
31 〃 瑞雲寺様
87 〃 桂巌寺様
101 〃 雲泉寺様
広島県
23 〃 阿弥陀寺様
67 〃 西福寺様
95 〃 泉龍寺様
106 〃 信光寺様
133 〃 少林寺様
山口県
78 〃 華厳寺様
102 〃 保福寺様
109 〃 大楽寺様
197 〃 大覚寺様
鳥取県
2 〃 林泉寺様
8 〃 大樹寺様
80 〃 定光寺様
122 〃 桂養寺様
156 〃 福厳院様
168 〃 聖福寺様
島根県第一
321 〃 善華寺様
330 〃 正法寺様
332 〃 興源寺様
島根県第二
45 〃 禅覚寺様
86 〃 北禅寺様
90 〃 常福寺様
141 〃 本願寺様
169 〃 長安寺様
203 〃 玉雲寺様
206 〃 十満寺様
高知県
4 〃 吉祥寺様

愛媛県
14 〃 安楽寺様
45 〃 観音寺様
113 〃 西禅寺様
116 〃 法龍寺様
155 〃 禅興寺様
164 〃 城慶寺様
福岡県
174 〃 松源寺様
佐賀県
18 〃 久善院様
27 〃 長泉寺様
宮崎県
22 〃 大雄寺様
200 〃 天福院様
長野県第一
134 〃 大林寺様
242 〃 如法寺様
305 〃 梅渓院様
314 〃 桃源院様
長野県第二
386 〃 西福寺様
411 〃 龍昌寺様
488 〃 宗福寺様
福井県
507 〃 泉龍院様
537 〃 正法寺様
538 〃 福寿院様
142 〃 弘誓寺様
145 〃 瑞林寺様
291 〃 福聚寺様
富山県
83 〃 永久寺様
189 〃 梅嶺寺様
新潟県第一
341 〃 雙善寺様
383 〃 瑞泉寺様
419 〃 朝日寺様
新潟県第三
563 〃 龍光院様
581 〃 大安寺様
新潟県第四
53 〃 英林寺様
158 〃 高徳寺様

福島県
794 〃 延命寺様
35 〃 長秀院様
39 〃 仲興寺様
83 〃 最禅寺様
168 〃 清光寺様
182 〃 入水寺様
208 〃 全応寺様
212 〃 東林寺様
214 〃 満円寺様
311 〃 長照寺様
345 〃 大用寺様
399 〃 法界寺様
446 〃 天宗寺様
470 〃 西隆寺様
宮城県
43 〃 玉川寺様
66 〃 興源寺様
83 〃 向泉寺様
202 〃 皆伝寺様
203 〃 洞雲寺様
301 〃 洞源院様
352 〃 安永寺様
387 〃 福田寺様
416 〃 光岳寺様
418 〃 光明寺様
岩手県
28 〃 聖福寺様
75 〃 宗青寺様
90 〃 滝沢寺様
105 〃 圓通寺様
119 〃 金性寺様
135 〃 泰養寺様
197 〃 常川寺様
219 〃 遠応寺様
233 〃 玉泉寺様
244 〃 江岸寺様
249 〃 光明寺様
宝珠院様
青森県
273 〃 宝珠院様
11 〃 京徳寺様
66 〃 大慈寺様
105 〃 東昌寺様
144 〃 萬松寺様
山形県第一
24 〃 養千寺様
65 〃 永源寺様

山形県第二
346 〃 長福寺様
389 〃 長泉寺様
408 〃 普済寺様
山形県第三
502 〃 楞厳院様
531 〃 松音院様
718 〃 長渕寺様
秋田県
1 〃 鱗勝院様
34 〃 万境寺様
77 〃 永泉寺様
104 〃 普門院様
195 〃 天仙寺様
315 〃 源守院様
322 〃 大円寺様
北海道第一
13 〃 曹渓寺様
19 〃 道了寺様
30 〃 龍雲院様
45 〃 延命寺様
69 〃 大林寺様
76 〃 大乗寺様
85 〃 中央寺様
87 〃 龍松寺様
94 〃 曹源寺様
354 〃 昭龍寺様
500 〃 天瑞寺様
北海道第二
183 〃 東光寺様
319 〃 天嶺寺様
324 〃 崇賢寺様
445 〃 龍澤寺様
北海道第三
151 〃 大澤寺様

153 〃 南泉寺様
194 〃 龍護寺様
瑞雲院様
216 〃 瑞雲院様
金勝寺様
81 〃 金勝寺様

御協力誠にありがとうございました。

寺院用仏具・仏壇・製造販売
曹洞宗梅花流法具販売指定店

HŌ-KO

放光（ほうこう）

本店・工場　〒940-0825　新潟県長岡市高畑町617番地　☎(0258)33－5644
新潟店　〒950-0941　新潟市女池2丁目2－11　☎(025)280－1550
川越店　〒350-0036　川越市小仙波2丁目20－1　☎(049)227－7666
高崎営業所　〒370-0046　群馬県高崎市江木町1179－2　☎(027)324－3721
長野営業所　〒380-0911　長野市稲葉1980－1　☎(026)222－3811

碧層々

去る、七月二十六日に宮城県河南町地区に直下型地震が連続して発生し、付近の家屋に甚大な被害をもたらしました。宮城県地方には、去る五月三日にも地震が発生し、被害を受けていただけに、改めて同様の地域が被災するとは、思いもよらない事でした。

私は、七月三十日に現地入りし、伊串東北管区理事のご案内で、いくつかの被災されたお寺を拝登させていただきました。屋根から滑り落ちた瓦、基礎から浮き上がった本堂・庫裏、散乱する位牌。墓地へ回れば、石仏・墓石の倒壊する姿を目の前にした時は言葉も無く、被災者の方々の事を思うとやりきれない思いでした。

本年は、宮城県の地震ばかりではなく、十勝沖地震も発生。また、九州・北海道では大雨による水害等の様々な自然災害に襲われています。その中で大切な人命さえ奪われる事もありました。また、天候の不順によって農作物の収穫にも深刻な影響が出ています。テレビニュースの一場面で、ある漁師の方が次のようなコメントを述べていました。「我々は漁を通じて自然の中の一部を与えられ、それにより生かされている。『大漁だった』と言っても、我々が自然に立ち向かって打ち勝った訳では無い。」これは、現実に自然と向き合って生活する方の貴重な言葉であり、「我々も自然の中で生かされているのだ」ということを改めて痛感させられるものでした。

末筆ながら、被災された皆様の生活の早い復旧と、心の傷の回復をお祈り申し上げます。

全国曹洞宗青年会
会長　山口　英寿

エコクッキング　捨てればゴミ 活かせば薬膳

りんごのフレバーティー

「りんごが赤くなると、医者が青くなる」といわれるほど、りんごは昔から健康によい果物として知られています。りんごは食物繊維とカリウムが豊富な果物です。

りんごに含まれる食物繊維のペクチンは、おなかの善玉菌を増やし有害菌を減らしますので、腸を整えるはたらきが強いのです。りんごは便秘のときはもちろんですが、ややおなかがゆるいときにも、おすすめの果物です。すりおろせば、小さいお子さんからお年寄りにも食べやすくなります。

カリウムはナトリウムの排出を促し、血圧を下げる効果があります。これを証明するかのように、りんご農家が多い青森は、１人あたりのりんごを食べる量が多いので、塩分を多く取る東北地方のなかでは高血圧の人の割合が低いというデーターもあります。

りんごの赤い皮には、アントシアニンという細胞の酸化を防ぐ成分が含まれています。農薬の心配の少ない低農薬のりんごを皮ごと、まるごと食べることで、細胞のサビを予防するので、ガンや生活習慣病などの予防にもつながり、若さを保つ効果も期待できます。

こんな、優れたパワーを持つりんご。今回は、りんごの皮を利用した、紅茶の紹介です。いつも飲んでいる紅茶に加えるだけです。りんごのほかみかんでもおいしくできます。

りんごとジャガイモをいっしょの袋にいれておくと、ジャガイモの芽止めになります。固いキウイフルーツの場合には、りんごが柔らかくおいしくしてくれます。

◆材　料◆

紅茶／小さじ４、りんご／１個分の皮、熱湯／３カップと３カップ、好みでハチミツや砂糖／少々

◆作り方◆

① りんごの皮はザルに入れて、１から２日干しておく。

② ポットを熱湯で温め、お湯を捨て、紅茶と切った①を入れる。

③ ②に熱湯を注ぎ、３分おき、カップに注ぎます。好みでハチミツや砂糖をいれる

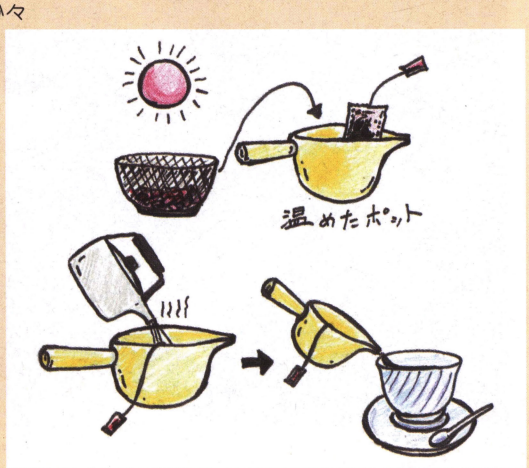

執行部からのお知らせ

「そうせい」121号について

平素は「そうせい」をご愛読いただきまして、ありがとうございます。

「そうせい」121号の誌面上で、読者の方より次のようなご指摘を受けました。

①６ページ『民主主義を超えて仏主主義の教育を』の誌面上、「この娑婆国土は…」という表現に対して読者の方より問題提起をいただきました。今後、執筆者との意見交換をし、研鑽を重ねてまいりたいと考えております。

②25ページ『全日本仏教青年会全国大会』の誌面上、「新興宗教がはびこる世の中」という表現は、〝新興宗教〟は現在では〝新宗教〟と呼ぶのが通常であり、私たちの認識不足によるものでした。また〝はびこる〟という表現については、適切ではなかったと思います。

以上の２点についてご報告申し上げ、私どもの研鑽の至らなさを認識し、今後、このようなことのないようつとめて参ります。今後とも、ご指導、ご鞭撻いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

全国曹洞宗青年会　会長　山口　英寿

『そうせい』122号において、以下の点に誤りがございましたのでここに訂正しお詫び申し上げます。

21ページ　決算・予算

- 決算書３行目
  （誤）差引金額3,114,404円→（正）差引金額3,111,004円
- 決算書下から２行目
  （誤）残額3,111,104円→（正）残額3,111,004円
- 予算書　項目
  （誤）「予算」、「決算」→（正）「前年度予算」、「本年度予算」
- 予算書　収入（協賛金）
  （誤）本年度予算630,000円　増減△370,000円→（正）本年度予算1,000,000円　増減　0円
- 決算書、予算書　事業助成金（備考欄）
  （誤）宗務長→（正）宗務庁

「そうせい」に対するご意見・ご感想をお寄せ下さい。

あて先　〒369－0301
埼玉県児玉郡上里町金久保701　陽雲寺内
そうせいサロン係

CLUB REPORT
青年会モザイク

北海道 第二宗務所青年会

発　足	昭和５３年	会　長	池田　尊候	副会長	大崎　道春
幹　事	菊地　慈海、峰田　謙二、芳村　元悟、岡田　博孝				
事務局	橋本　真英	会　員	78名		

曹洞宗北海道第二宗務所青年会は昭和五十三年に設立され、今年で二十五年目を迎えています。現在は六教区七十八名により構成されています。活動としては、年度初めの総会、研修会、スポーツ大会の開催がメインであり、会員相互の親睦を図るとともに青年宗侶としての研鑽を深めることも念頭に置いた活動を展開しています。六年に一度は北海道大会のホストを務めています。昨年が北海道大会のホストを務めた年であり、会員相互のつながり（ネットワーク）を主点としたフォーラムをメインに据えた大会の運営を文字通り宗務所青年会会員の総力を結集し執り行いました。また、昨年の十一月には全曹青の慕古事業として開催されました禅文化学林への参加を研修旅行という形で実施もいたしました。今年度は役員改選の年でもあり、三役をはじめ、役員の顔ぶれも大きく変わり、新たな気持ちで歩み始めたところです。来年度には研修会の開催を予定しているところですが、全曹青三十周年の記念事業と歩みを合わせて計画を進めていく予定で居ます。各教区、宗務所、全道、そして全国と会員一人一人を確かにつなぎ止める要として活動を展開していくことが今期の課題といえます。

先般（九月二十六日）発生しました二〇〇三年十勝沖地震のために会員を含めた多くの寺院が被災をしました。宗務所のみならず、全北海道規模での被災となりました。それぞれの寺院が受けた傷は各かではありませんが、この災害によって受けた多くのことを教訓とし、そしてより会員相互の協力体制を築いていく必要性を強く認識しています。全国各所の大勢の皆様からも非常に暖かい励ましの声をいただきました。この紙面を借りまして、厚く御礼申し上げます。これからも復興のための時間は寺院のみならず、北海道民にとって続いて参ります。御指導、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

研修旅行の様子

発行所／全国曹洞宗青年会　〒105-8544　東京都港区芝2-5-2　曹洞宗宗務庁内／発行責任者　山口　英寿　編集責任者　秋　央文　編集委員　菅原　研洲・河村　康仁・久間　泰弘・安彦　智峰・武田　光誠・広瀬　知哲・藤本　総宣
本誌編集部へのお問い合わせ先　〒369-0301　埼玉県児玉郡上里町金久保701　陽雲寺内　☎（0495）33-8255／全曹青ホームページ　http://www.sousei.gr.jp／印刷所　株式会社　中央デザイン／定価　二百円

古紙100%再生紙